

公益社団法人千葉県不動産鑑定士協会定款

目 次

第1章	総則（第1条 - 第2条）
第2章	目的及び事業（第3条 - 第5条）
第3章	会員（第6条 - 第11条）
第4章	総会（第12条 - 第21条）
第5章	役員（第22条 - 第29条）
第6章	理事会（第30条 - 第35条）
第7章	委員会（第36条）
第8章	資産及び会計（第37条 - 第44条）
第9章	定款の変更及び解散（第45条 - 第48条）
第10章	情報公開及び個人情報の保護（第49条 - 第51条）
第11章	事務局（第52条）
第12章	雑則（第53条）
附 則	

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、公益社団法人千葉県不動産鑑定士協会（以下「協会」という。）という。

（事務所）

第2条 協会は、主たる事務所を千葉市に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 協会は、国民生活の基盤となる不動産について、適正な価格の形成に資することを目的とする不動産鑑定評価制度の維持・発展及び業務の進歩・改善を図るとともに、その制度を担う不動産鑑定士の品位の保持及び資質の向上に努め、土地等の適正な価格の形成、合理的な利用促進に寄与することにより、県民生活の安定向上及び県土の健全かつ均衡ある発展に貢献することを目的とする。

（事業の種類及び実施区域）

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 不動産鑑定評価制度に関する社会一般の理解と信頼を高めるための講演会の開催、刊行物の発行等の普及啓発事業
- (2) 不動産に関する疑問等に対応するための無料相談事業
- (3) 不動産鑑定評価に関する苦情等に対応するための苦情処理事業
- (4) 不動産鑑定評価の改善等に資する調査研究とその成果の公表
- (5) 不動産鑑定評価に関する会員の知識及び技能の向上のための研修事業

- (6) 国、県及び市町村等が行う地価等の調査に関し、適正な価格の形成を図るための価格調整等の支援事業
 - (7) 不動産市場の透明性向上を図るための国の情報提供制度に関し、国が行う調査を支援する事業
 - (8) 福祉、環境及び教育等の公益的活動実施団体等への支援事業
 - (9) 不動産鑑定評価に関する資料の収集、整理及び情報の提供事業
 - (10) 前各号の事業を円滑に実施するための会員の指導、連絡調整、監督に関する業務
 - (11) その他協会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項に定める事業は、千葉県において行うものとする。

(事業年度)

第5条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 協会は、協会の目的及び事業に賛同する個人又は団体で、次条の規定により協会の会員となった者をもって構成する。

- 2 協会の会員は、次の2種とする。ただし、不動産鑑定業者でその代表者が不動産鑑定士でない場合は、当該業者はその所属する専任の不動産鑑定士のうち1名を選定し、その者（以下「選定不動産鑑定士」という。）のみに当該業者の協会の会員権の行使の代表権限を委任するものとする。

- (1) 正会員 千葉県内に事務所を有する不動産鑑定業者又は当該業者に勤務する不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補
- (2) 特別会員 不動産鑑定評価又は公益法人運営に関し学識経験が豊富な者

- 3 前項第1号の正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第7条 協会に入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を得なければならない。

(会員の責務)

第8条 会員は、理事会が別に定める倫理に関する規定及び公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会（以下「連合会」という。）の倫理に関する規定を遵守しなければならない。

- 2 協会の運営に要する費用に充てるため、会員は、会員になった時及び毎年、総会において別に定める額を支払う義務を負う。
- 3 会員が、任意退会等会員でなくなった場合において、協会に納入済みの前項に定める額は返還しないものとする。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出し、任意にいつでも退会することができる。

(懲戒)

第10条 会長は、会員が次の各号の一に該当すると認めるときは、理事会の決議を得て当該会員を懲戒することができる。この場合、会長は、理事会の決議を得る前に、理事会において別に定める懲戒に関する委員会に諮問し、その答申を得なければならない。

- (1) 協会又は連合会の定款、規則及び規程に違反したとき
 - (2) 協会の名誉を傷つけ、信用を失墜する行為をしたとき
 - (3) 第8条の支払義務を理事会の定める期限までに履行しないとき
 - (4) その他懲戒すべき正当な事由があるとき
- 2 会員に対する懲戒の種類は、次の3種とする。
- (1) 戒告
 - (2) 会員権行使の停止
 - (3) 除名
- 3 前項第2号の会員権とは、協会の会議及び委員会に出席し表決に参加する権利並びに協会の施設又はサービスを利用する権利をいう。
- 4 第2項第3号の除名は、総会の決議を得なければならない。この場合、総会で決議する前に、当該会員に対し総会で弁明する機会を与えなければならない。
- 5 懲戒手続きに付された会員は、懲戒手続きが行われている間、会員資格を喪失しない。この場合において、第9条の規定についてはこれを適用しない。
- 6 本条に定めるもののほか、懲戒の手続き等に関し必要な事項は理事会において別に定める。

(会員資格の喪失)

第11条 第9条及び前条第2項第3号の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を2年以上履行しないとき
- (2) 総会員の同意があったとき
- (3) 会員が死亡したとき
- (4) 協会が解散したとき

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 特別会員は、総会に出席して意見を述べることができる。
- 3 第1項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 総会で決議するものとして法令で定められた事項
- (2) この定款に総会で決議するものとして定められた事項

(開催)

第14条 総会は、通常総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、必要がある場合には臨時総会を開催することができる。

- 2 通常総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に、総会の目的である事項及び招集の理由を示した書面を提出して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。この場合において、議長が選出されるまでの間、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の過半数の正会員が出席し、出席した当該正会員の過半数をもって行い、可否同数の場合は、議長の決するところによる。この場合において、議長は決議に加わる権利を有しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上の多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 役員等の責任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 協会の解散
- (6) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第19条 総会に出席できない正会員が代理人によってその議決権を行使する場合には、当該正会員又は代理人は、理事会が別に定める代理権を証明する書面を代理する総会の開始時刻までに協会に提出しなければならない。

2 前項の代理人は、協会の正会員でなければならない。

(書面による議決権の行使)

第20条 総会に出席できない正会員が書面によりその議決権を行使する場合には、理事会が別に定める議決権行使書面に必要事項を記載し、当該書面を理事会が定めた期限までに、協会に提出しなければならない。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が、記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第22条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上14名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、2名を副会長とし、専務理事1名をおくことができる。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、理事会の決議によって協会の業務を執行する者として選定された理事を法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議により選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 第1項の総会の決議は、各役員ごとに第18条第1項の決議を行うものとする。
- 4 理事及び監事は、会員が団体であるときは、その団体を代表する者(選定不動産鑑定士を置く団体であるときは、当該選定不動産鑑定士)とする。

(役員構成の制限)

第24条 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事も同様とする。

- 2 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事も同様とする。
- 3 監事については、前2項に定めるもののほか、協会の理事(親族その他特別の関係がある者を含む。)及び協会の使用人が含まれてはならない。又、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、協会の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監視し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

- 2 理事及び監事は、再任されることができる。
- 3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第29条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準により算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事に対しては、第1項に定めるもののほか、費用を弁償することができる。費用弁償の支給の基準については、理事会の決議を得て会長が定める。

第6章 理事会

(構成)

第30条 協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けているとき又は会長に事故があり理事会に出席できないときは、理事会開催のつど、議長を選任する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 委員会

(委員会)

第36条 協会は、事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員長は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 委員会の設置及び運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

第8章 資産及び会計

(会計の原則)

第37条 協会の会計は、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとし、その基準は会長が理事会の決議を経て定める。又、変更する場合も同様とする。

(事業計画及び収支予算)

第38条 会長は、毎事業年度の開始の日の前日までに、次の書類を作成し、理事会の決議を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

2 前項の書類については、当該年度が終了するまで協会の事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(長期借入金)

第39条 協会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、用途及び借入条件を明示して、総会の承認を得なければならない。又、用途及び借入条件を変更する場合も同様とする。

2 前項の総会の承認は、出席した正会員の3分の2以上の承認を得なければならない。

(義務負担及び権利放棄)

第40条 収支予算で定めるものを除き、協会が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、総会の承認を得なければならない。

2 前項の総会の承認は、出席した正会員の3分の2以上の承認を得なければならない。

(保有する株式又は出資に関する権利の制限)

第41条 協会が保有する株式又は出資について、その株式又は出資の発行会社に対して株主等としての権利を行使する場合には、次の事項を除き、あらかじめ理事会において理事総数の3分の2以上の承認を必要とする。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償株式の受領
- (3) 株主配当増資への応募
- (4) 株主宛配付書類の受領

(事業報告及び決算)

第42条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て通常総会に提出するとともに、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を、協会の事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を協会の事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金分配の禁止)

第43条 協会は、会員に剰余金又は残余財産を分配してはならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第44条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「認定法」という。)施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第42条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 協会の定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第46条 協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第47条 協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により協会が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第48条 協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第49条 協会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を情報媒体等を通じて、積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

(個人情報の保護)

第50条 協会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

(公告の方法)

第51条 協会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 事務局

(設置)

第52条 協会に、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び職員を置き、その任免は会長が行う。

第12章 雑則

(委任)

第53条 この定款に定めるもののほか、協会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 協会の最初の会長は、高橋繁とする。
- 3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。
- 4 第6条第2項第1号の規定にかかわらず、この定款の施行の日の前日まで正会員であった者は引き続き正会員とする。
- 5 この定款の施行の日に理事の数が第22条第1項第1号に定める定数を超過している場合、当該規定にかかわらず、その数を理事の定数とし、当該理事は任期の満了するまで、なお理事としての権

利義務を有するものとする。ただし、当該理事が欠けたときは、同条同項同号に定める定数に達するまでは欠けた後の理事の数を理事の定数とし、補欠選任はしないものとする。

- 6 平成24年度に改選される役員については、本定款第27条の規定にかかわらず、当該事業年度に関する通常総会の終結の時までとする。

附 則

この定款は、平成25年5月30日から施行する。

附 則

この定款は、平成26年6月6日から施行する。

附 則

この定款は、平成27年6月5日から施行する。

附 則

この定款は、平成29年6月8日から施行する。